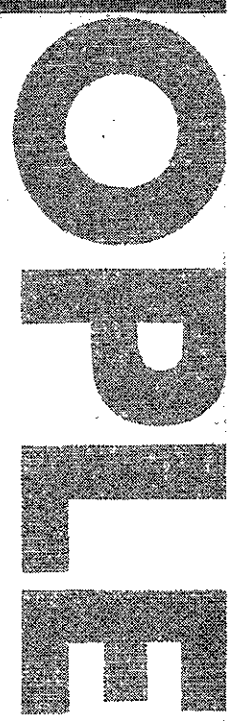


医療事故の再発防止のためにも 被害者がまず救済される新しい制度を

医療事故情報センター理事長
弁護士 加藤良夫氏
Yoshio Kato



「祖父も父も医師で、子どもの頃から医療の現場が常に身近にあり、しかも母は薬害のスモン患者。私はボランティア活動をしながら、被害の実態を目の当たりにしてきたのです。こうして加藤さんは、患者の立場に立つ弁護士」になろうと決意。しかし、「悲惨な被害事例がたくさんあるにもかかわらず、社会はなかなか手を差し伸べようとしない」現状に、加藤さんは弁護士仲間呼びかけて「医療事故相談センター」を名古屋に開設した。昭和五十二年のことだ。医療被害者の駆け込み寺ともいわれ、以来、年間二〇〇、三〇〇件の相談が持ち込まれる。全国的にも医



療訴訟の件数は年々増大し、最近では勝訴率も上昇傾向にある。加藤さんはさらに、患者救済のためにはがんばれる弁護士たちのネットワークとして平成二年に「医療事故情報センター」を開設。医療事故を扱うには医学という高度な専門知識を要するうえ、事故の現場が手術室などの密室である場合が多く、医師の権威といった封建性がいまだに存在するという。「一つひとつの事故は大切な教訓を内包しています。しかし現状ではそれを医療に活かさないばかりか、臭いものには蓋」といわんばかりに被害者の訴えをおさえ込もうとする。これでは同じ失敗をくり返すだけではないか」と加藤さんは実践のなかで考えてきた。その結果、「一〇年も二〇年もかかる裁判では被害者は救われないし、再発も防止できない」との結論に達し、提唱したのが「医療事故防止・救済センター」の設立だ。

その構想とは「医療被害者をすみやかに救済するとともに、被害事例から教訓を引き出し再発防止、医療の向上とシステムの改善、患者の権利の確立に役立てる」というもの。具体的には同センターが陪審制によって医療行為と被害の間に因果関係があったか否かを検討し、救済す

べきケースかどうかを判定。救済の必要が認められれば、まずセンターが補償し、患者・家族に代わって医療側に求償する。医療側がこれを認めない場合はセンターが原告となって訴訟をおこすことになる。

加藤さんの遠大な構想は今、第一歩を踏み出したばかりだが、多くの被害者の希望を担って、着実に全国に広がるうとしている。

相当な財源が必要になるが、健康保険のように国民が一部負担するほか、医療者や製薬メーカーなどからも拠出を求めた。今後、さまざまな分野で論議しながら新しい制度が実現に向かえば、日本の医療の仕組みそのものを変えさせよう。若がもつと医療事故のことを身近に感じ、小さな事故も見逃されなくなれば、それがまた貴重な医療データや被害情報となり、事故を防止するうえで有力な手段となります。「裁判では賠償という金銭による結果しか得られません。被害者には勝訴したいという以前に、生命を返して、身体を元に戻して」という深い悲しみや切なる願いがあります。このようなセンターの活動によって医療事故の全貌が明らかになれば、事故の再発防止に役立てられるならば被害者も報われます。」

加藤さんの遠大な構想は今、第一歩を踏み出したばかりだが、多くの被害者の希望を担って、着実に全国に広がるうとしている。

〒461-0001 名古屋市中区東1-1-35
ハイエスト久屋6階
052-551-1751

Sunday Nitker



医師のミス報告義務付けを

医療過誤をどう防ぐか



弁護士 加藤 良夫

加藤 良夫 (かとう・よしお) 1948年名古屋生まれ。中央大学法学部卒業後、74年に弁護士登録。77年に医療事故相談センターを開設したほか、医療をよくなる会の世話人、日本弁護士連合会人権保護委員会の医療と人権部会の部会長などを務めてきた。医療過誤防止、患者の人権擁護をライフワークとして活動している。

加藤 良夫氏

「ちよとしたミスや誤診によって起きる医療事故、これまで隠れていたものが患者の意識が高まったことなどから、最近では明るみに出ることが多くなっています。その防止にとり、大切なことは被害者の救済だ。医療過誤問題に取り組んでいく弁護士は、医療過誤防止教育も重要な役割を担っている。」

「医療過誤防止教育」は、医師や看護師が、患者の安全を守るために、医療現場で起こる医療過誤を未然に防ぐための教育です。これは、医師や看護師が、患者の安全を守るために、医療現場で起こる医療過誤を未然に防ぐための教育です。これは、医師や看護師が、患者の安全を守るために、医療現場で起こる医療過誤を未然に防ぐための教育です。

患者の救済機関つくれ

「医療過誤防止教育」は、医師や看護師が、患者の安全を守るために、医療現場で起こる医療過誤を未然に防ぐための教育です。これは、医師や看護師が、患者の安全を守るために、医療現場で起こる医療過誤を未然に防ぐための教育です。これは、医師や看護師が、患者の安全を守るために、医療現場で起こる医療過誤を未然に防ぐための教育です。



裁判になる医療過誤も多いが、解決までに時間がかかる

「医療過誤防止教育」は、医師や看護師が、患者の安全を守るために、医療現場で起こる医療過誤を未然に防ぐための教育です。これは、医師や看護師が、患者の安全を守るために、医療現場で起こる医療過誤を未然に防ぐための教育です。これは、医師や看護師が、患者の安全を守るために、医療現場で起こる医療過誤を未然に防ぐための教育です。

メモ

医療過誤防止教育の重要性が認識され、医師や看護師が、患者の安全を守るために、医療現場で起こる医療過誤を未然に防ぐための教育です。これは、医師や看護師が、患者の安全を守るために、医療現場で起こる医療過誤を未然に防ぐための教育です。